

## 第 5 0 号議案

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

足立区創業支援施設条例（平成 1 5 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 1 9 条から第 2 3 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 8 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 9 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（創業支援施設入居者選考委員会）

第 7 条 前条第 1 項の入居予定者の選考等を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区創業支援施設入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

（ 1 ） 入居予定者の選考に関すること。

（ 2 ） その他区長が必要と認めること。

3 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員 5 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査が終了する日までとする。

- 5 委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

別表第3中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

#### 付 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区創業支援施設入居者選考委員会	日額 7,000 円
-------------------	------------

##### ( 提案理由 )

足立区創業支援施設入居者選考委員会を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。